

平成20年第1回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成20年2月5日 開 議 午前9時30分

	議長	おはようございます。久元豊議員、橋田忍議員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。只今の出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。
	栗田町長	招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君 皆さん、おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。本日は、平成20年第1回まんのう町の臨時議会を招集致しましたところ、公私ともに大変お忙しい中、月の初めのお忙しい中、お集まりを頂きましてありがとうございます。本日上程させていただいておりますのは財産購入契約の締結について3件でございます。どうかよろしく慎重審議のご審議のほどお願いを申し上げます。
	議長	ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程にはいるに先立ちまして、議会報告を致します。
	久留嶋議会 事務局長 議長	事務局長 久留嶋一之君 ご報告申し上げます。 町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案3件を受理致しました。以上で報告を終わります。 議会報告を終わります。
日程第1		日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において 11番 黒木 保君 12番 大岡 克三君 を指名いたします。
日程第2		日程第2 会期の決定の件を議題といたします。 お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

<p>日程第3</p>	<p>議長</p> <p>栗田町長</p> <p>議長</p> <p>小亀議員</p>	<p>よって会期は1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3 議案第1号 財産購入契約の締結について（平成19年度まんのう町内小学校教育支援ソフト導入事業）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>それでは提出させていただきました議案第1号について説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号は、平成19年度まんのう町内小学校教育支援ソフト導入事業、財産購入契約の締結についてでございます。</p> <p>財産購入契約につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約の目的 平成19年度まんのう町内小学校教育支援ソフト導入事業 2. 契約の方法 条件付き一般競争入札 3. 契約金額 25,725,000円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,225,000円 4. 契約の相手方 香川県高松市昭和町1丁目1番26号 四国通建株式会社 高松支店 支店長 岡部 孝親 <p>よろしくご審議のほどお願い致します。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>小亀重喜君</p> <p>2番小亀です。今の議案第1号につきまして質疑を行わせていただきます。4点ほどございます。よろしくお願ひします。</p> <p>まず1点目が学校間の不均衡はないかという点がございます。あとからいただきました資料を見ますと仲南小学校の方が含まれておりません。今現在仲南小学校の方はどのようになっているのか。それから今後アプリケーション等の予定をどう考えておられるかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>2点目が投資額の妥当性の根拠です。定価からどれだけ安く買えたかということについては随分業者さんの方が踏ん張られたかもしませんが、177台分で2,570万なにがしということでしたら1台、1クライアント当たり145,340円ぐらいの</p>
-------------	---	---

	小亀議員	<p>費用になります。これあまりにアプリケーション、ソフトとしては高額ではないかなあと考えております。まあ、それだけの金額をかけまして現場、実際の授業にどれぐらいいかせられるのかというのがちょっと分からないので教えていただけたらと思います。それからこれだけの金額をかけましてやりたくて出来なかった授業の中でどういうふうなものが出るようになるのか、その何が出来るようになるのかということについて明確にお答えいただけたらと思います。</p> <p>3番目がソフトの区分が不明瞭ではないのかと思います。今回、具体的にいいますと先生が使うものと児童がグループで使うものと児童が個人で使うもの、その3つのカテゴリーに多分教育ソフトというのは分かれるんじゃないかなあと思うんですが、仕様書の方では4区分となっております。その中で危惧しますのが共同学習支援ソフトとオンラインWebノートこの機能あたりが重複しているんでないかなあと、どちらつかずになってしまうような可能性があるんじゃないかなあとと思います。そのあたりについてご回答を賜ればと思います。それから今現在もパソコンルーム等各学校にあると思うんですが、豊富な機能を十分に使いこなしていないというのが現状じゃないかなと思います。結局は宝の持ち腐れにしないためにどうすればいいかということで、今回仕様書の中でベネッセさんの活用サポートあると思うんですがベネッセさんの方は当該ソフトのみだけのサポートではないのでしょうかという点と、あと研修会等のことが書かれていますがこの書かれている研修会で教職員の十分な習得は可能なかどうか。この当たりについてお答えいただけたらと思います。よろしく申し上げます。以上です。</p>
	<p>議長 加見教育 次長</p>	<p>教育次長 加見重照君</p> <p>小亀議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず第1点目の学校間の不均衡ということで仲南小学校が今現在この中から洩れているがどうなってるかということでございますが、仲南小学校につきましては今現在使用しているパソコンのリース期間中でございます。リースが20年の10月まで残ってございますので、一応その間は今現在のパソコンを使用していただきそれ以降につきましては、新たにリース替えをして今回導入されますソフトと同じものを導入する予定としてございます。</p> <p>それと投資額に見合う効果ということでございますが、これにつきましては各学校情報担当の先生方にもよっていただきまして十分に協議した中で学校間でも格差がないようにそれぞれの各学校への研修というんですか、このソフト導入会社特にベネッセ関係が講習に教職員の講習等にも十分対応していただけるという約束をいただいておりますので、その点は十分に活用ができるものと思います。</p> <p>その他先生と児童、児童だけが使うという機能が重複しているのではないかとございまして、これにつきましても資料の中の2ページ目でございますが、授業支援ソフト、ちょっと文言読めば長くなるんですが先生の方の機械から生徒機1台、1台の画面に即はいっていけるとか、子供がどっか他のところへインターネット使ってログインしようとするれば先生のところまでそれ</p>

<p>加見教育 次長</p>	<p>加見教育 次長</p>	<p>がすぐわかって先生の机のところで遮断できるとか、そういうことがなっております。また、子供だけで独自に使う場合においては先生のパソコン機能というんですか、先生の親機の方で一応のある程度の制限はかけられるようになっておりますので、そこらへんのところは不正使用といいますか、あやまった使い方をする場合にはロックがかかるようになっておりますので十分その点についても対応できると思います。</p> <p>それから、1番の問題点でございました宝の持ち腐れにならないかということでございますが、この件につきましては今現在のソフトを入れます以外のソフトについてもベネッセの方からわかる範囲のベネッセで対応できる範囲のことはサポートしていくというお約束をいただいております。一応導入しましてから5年間につきましてはそれをやっておりますよという約束いうんですか、仕様書等にもしておりますので十分対応できると思いますので、今後町内の各小学校で十分活用が出来るものと確信しております。以上で答弁を終わります。</p>
<p>議長 小亀議員</p>	<p>議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君</p> <p>再質疑をさせていただきます。2点ですね、お答えきれていない部分についてちょっとお聞きしたいのですが、まず投資額の妥当性の根拠なんですけど特にスカイメニューですよ、これにつきましてはパソコン教室でどうこうするのではなくて、普通教室でいかにITを活用できるかというところが未曾有のソフトだと思うんです。結局はパソコン教室までいかずとも普通の教室の中でどれだけITに絡めた授業が展開できるかというところがポイントになってくるソフト、アプリケーション体制やと思うんです。それについて普通教室ではどのような授業が展開されるのかというのがちょっと知りたいんです。それについてお答えいただきたいのと、すいません。先ほどソフトの区分云々なんですけど、次長の方で説明いただいたのは授業支援ソフトなんです。私の方がかぶっているのではないかとお聞きしたのは、共同学習支援ソフトとオンラインWebノートとこの2つがWeb系でかぶっているんじゃないかなと思うんです。ここがちょっとなんとなく同じものを2つかぶってWeb系でうまく使いこなせるんだろうかという不安がございます。この2つについてもう一度ご説明いただけたらと思います。以上です。</p>
<p>議長 加見教育 次長</p>	<p>議長 加見教育 次長</p>	<p>教育次長 加見重照君</p> <p>大変失礼しました。資料の4ページ、5ページの4ページの共同学習業支援ソフトと教育用コミュニケーションツールがかぶっているのではないかとのご指摘でございますが、これにつきましても各情報担当の先生方にもよっていただきましてこの共同学習業支援ソフト、ICT活用サポート付の支援ソフトでございますが、一応これは各授業での活用方法等についての支援ソフトでございます。また、2番目の5ページ目の3番目の教育用コミュニケーションツールでございますがオンラインWebノート、これにつきましては各授業等でしたものが作成データまた個人生徒ごとのデータを抽出し、まとめられるというようなことになってご</p>

	加見教育 次長	ございますので一部重複するところはあるのですが、2つを入れておけば、まあ一番よく活用ができるのではないかとということで選定させていただいたものでございます。それともう一点の投資額に見合うというんですか、購入でございますが一応入札前に各業者から見積額を徴収いたしまして、その見積額の一番安いところから予定価格を設定して契約することとしてございますので、ある程度の経費削減等にはなっていると思います。あとはこのソフトをいかに活用していくかが問題でございますが学校の方としても教育支援ソフト等が充実されればそれに見合うだけの授業は進めていくということで、情報担当の先生方におかれましては各先生方への講習等を行いまして十分に活用できるように、今後進めていくということでございますのでどうぞよろしくお願ひしたらと思います。
	議長	加地禎君
	加地議員	ちょっと質問いたしますけれども、小亀議員の質問はまた教民の委員会の方で十分仕様については審議して十分ねっていただきたいと思いますが、私が質問するのは数多いんですけども絞らせていただきますが、今回のこの入札で落札されました四国通信建設これが落札せられておるんですが、これを業者は3つ見てみますと3社で競争入札しておるんですけども、この業界の選定にあたってはどのような選定をなされておるのか、それをまず最初お聞かせいただきたいと思います。それから、次、次、ちょっと質問2、3はいつてまいりたいと思んですが、この業者3社の選定はどういうことで、どういう基準でこの3社に絞ったか、それを第1に質問させていただきます。
	議長	副町長 佐野利昭君
	佐野副町長	ただ今の加地議員のご質問にお答えしたいと思います。選定方法につきましては、そこにも書いておりますように条件付一般競争入札ということで町で告示をし、そのものに応募があったものが今回のパソコンの入札の資格要件を充足しているかということで応募があったのが3社でございます、それが今回の公告した資格要件を満たしておったということで審査委員会ではそのものを指定したわけでございます。
	議長	加地禎君
	加地議員	それでは質問に入りますけれども、これ3社が入札いたしまして2社がすぐ1回でご辞退しております。この次の第2議案にも出てくるんですが、ご辞退した2社がまた次の第2議案の指名にはいつておるんですがなあ、ほんでこれ1社で話しとんじやが、こういうパソコンとかですね、こういう町の非常にこれから教育、子供に非常に大事な教育していくパソコンとかの購入にあたっては名前が出ておりますから申し上げますけれども、四国通建とか四国電工というのはパソコンのメーカーでないんです。それはもうご承知だろうと思うんですが、これも電気工事とか電話工事は専門の企業でありますけれども、パソコンのメーカーはご承知

<p>加地議員</p>	<p>のとおり日本でも世界に指折りのあのパソコンメーカーがたくさんあるんです。2, 3申し上げますとNEC, 日本電気とかあるいは三菱、東芝とかソニーとか、世界うってつけのメーカーがあるんですが、こういう業界でなぜ購入せななんだか、こういう業界を指名競争入札すれば5割以上切るといようなこと値段聞いておるんですが、こういうようなことちょっとこれピントはずれとちがうんですかなあ、こういうやり方が、私おかしんですわ。私は素人ですわ。皆さんは給料もろてこれ専念してこういう仕事に取り組んでおるプロです。我々、議会は私はこういうもんについては素人ですからわかりませんが、わからん素人ですらこういうことを感じるんですが、私もだんだん他から情報は入っておりますけれども、それはこれ本会議やから無様なことは私はもうしませんけれども、これ会社を取りましてあとのこの会社、四国通信建設が取るのはどこのメーカーを名指して入れるんですか。購入するんですか。名前もいっとらんですよ。どこのメーカーを入れるか。メーカーが入れたらこの落札した業者がそのアフター、サービスとかそういうものの指導は全部できるんですか。メーカーが入れた、メーカーが呼んで、そのメーカーがそのアフターとか指導するんであればこれ取った落札した業者はなんちゃにならんのか。儲けだけやがなあ。こういうことはどうな。教育長、あんた非常にまあ熱心なんじゃが、そういうところまで教育長勉強なさってこれ学校の大事な機械を購入するように検討しとんですか。四国通信建設が入れた場合にどこのメーカーを入れるようになってとんですか。これははっきりいうて下さい。我々議員は私は他の議員はどうか知りませんが、私は素人でございますから。これ本会議やからもっと言いたいことはあるんですけども言葉を謹んでおります。まあ、この程度できつさは言わしていただかなんたら納得いかなのです。どこのメーカー入れるんですか。そのメーカーいうて下さい。それと、このアフターについては四国通信建設がすべての面倒を見るんですか。指導から。そういうところまで契約に入れるんですか。一つ答えて下さい。</p>
<p>議長 加見教育 次長</p>	<p>教育次長 加見重照君 加地議員さんのご質問にお答えしますが、四国通信建設と契約しようとするものにつきましてはパソコンでなく教育用のソフトを導入する予定でございます。パソコン本体につきましてはあとから出てきます議案によりまして企画の方の入札でパソコン本体については導入する予定でございます。これにつきましては導入ソフトにつきましては、教育支援ソフト、共同学習支援ソフト、教育用コミュニケーションソフト、また教育用コミュニケーションツールということで4種類ありますが一番大きなものとしましてはベネッセのメーカーが一番大きい、その他それぞれ4業者ございますがそれぞれの業者につきましては一応導入契約する5年間のサポートは仕様書等でうたっているものでございます。以上で答弁を終わります。</p>
<p>議長 加地議員</p>	<p>加地禎君 パソコンについてもこれ次の議案で出てくるんですが、四国通信建設が落札しとんとちがうんですか。第2議案で出てくる、こ</p>

	加地議員	<p>れもう一緒にやっりよん、第2議案でむつごげに言うのがいかんからこれ一緒な、今日3つの議案で出てくるんやからこれ一緒なことでしょう。そういう答弁なさるの。第2議案で四国通建がおとしとんでしょうが、パソコンで。ちがうんな。落札しとんでしょうが。ほんでそれで関連して私が聞きょんでしょうが。第2議案についてでも私同じことを言いたくないからいよんですわ。ほんでこのアフターサービスについてはそういう面倒は全部見られるんですかといよんです。それ答えとらんでしょう。これはねえ、第1設計の段階から問題があるんですわ。町長、教育長、聞いてって下さいよ。これ最初大きな本体の光ファイバーの業者を設計した業者はどこですか。これ四国電力の関連会社でしょうが。ちがうんですか。設計は。S T Net 設計とちがうんですか。光ファイバーの設計をしとるのは。本体の。それに関連してこの3つの議案の設計も同じ会社が設計しとんちがうんですか。そうなれば当然この業界、設計、私もそういう業界で何年かおりましたけれども、もう足あろて20年にもなりますけれどもこういうようなことはですね、設計事務所の言いなりになったんではだめですよ、誰が担当者か知りませんが。噂に、ちまたに聞きますとN T Tとこの電力系の設計事務所は2社が競合してN T Tの設計が降りたということも私は噂を聞いてとんですが、今度のこの3つの議案ついて設計業者決めるのも同じ設計事務所とちがうんですか。どんなんですか。答弁して下さい。それによって私、また言い方があります。</p>
	議長 加見教育 次長	<p>教育次長 加見重照君</p> <p>先ほどご質問ございました第2号議案で満濃中学校の件でございますが、満濃中学校のパソコンにつきましてはNECが導入されることとなっております。それとこの情報機器導入に関しまして中学校また小学校とも両方併せまして小中学校の情報担当の先生方また教育委員会、企画政策課の情報担当者によりまして平成18年の6月から以降、数回の検討会を重ねまして仕様書等は町で作成してございます。どっかの業者へ委託したということはありません。町内で情報担当、小中学校の先生方よっていただきまして色々検討いたしましてこの共通の仕様書を作って今回の入札を行ったわけでございます。以上で終わります。</p>
	議長 高木議員	<p>(議長、議長)</p> <p>加地君の質疑はすでに3回になりましたので会議規則第55条の規定によって発言は終わりました。</p> <p>(3べんで切ったって納得いかんじゃないかこれで・・・。)(まあ、ええやないか・・・。)</p> <p>高木堅君</p> <p>(3べんでこなな大事なことをきるやつあるか・・・。)</p> <p>あのちょっと質問させていただきます。あの今3件の中で議案これ第1号で出ておりますが、2号、3号とあるんですがそれこそ加地議員でないけど、あとでいうのはむつごになるんで言いたくありませんので、今冒頭にお聞きしてなお加地議員が言うのと</p>

	高木議員	<p>私とちがった観点で非常に疑問点がございまして休憩等を考えていただきたいと議長の方で思います。質問に入ります。あのですね、これ議案1号の分で審議事項番号でうっとなですけど、第54ですね、最後第3号が53号ですか、そして第2号が55号ですね、これ議案は53, 54, 55で議案審議、入札の分は審議しとんでないんかと思うんですけど、この変則的なやり方でないんかなと、これ不思議なんですけど、これと1回辞退した業者ですね、そういった業者が次にそれこそ続けてどんどん入っていくと、またそのへんも不思議な点があると、ただ私の方の庁舎内のパソコン等についても富士通が多いんでないかなあと思うんですけど、その点教育長にお聞きしたいんですけどそのへん十分考えて、それこそ富士通とかNECとかもちろん三菱電機とか色々各メーカーございましてやはり専門、専門の部門でやはり入札するのが妥当でなかろうかと思うんですけど、そのへん何か疑問なところが残るんであのちょっとお聞きしたらと思います。</p> <p>(次長の答弁がなつとらへんが・・・。)</p> <p>(答弁がなつとらへんが・・・。)</p>
	川原議員 議長	<p>議長、ちょっと休憩して下さい。ちょっと休憩願います。審議続行できません、これちょっと。議場の時計で10分にしましょうか、15分にしましょうか。</p>
	川原議員 議長	<p>いや、暫時でお願いします。 暫時。</p>
	川原議員 議長	<p>はい。 (こなたな大事なこと、執行部がもたもたとんでいっか。)</p>
	川原議員 議長	<p>そしたら、議場の時計で10時から暫時休憩をいたします。 はい、お願いします。</p>
	議長	<p>休憩を戻して会議を再開いたします。 それでは、答弁をお願いします。 (議長、議長、答弁の前に。) 答弁の前に。 (質疑の答弁なので。)(議事に関して。)(議長、議長)</p> <p>川原茂行君</p>

休 憩 10時00分

再 開 10時50分

川原議員	18番、ただ今の休憩につきましてでありますけれども、議案に対しまして執行部、議会等の混乱がございましたのでその打ち合わせって言うんでなくてお互いの見解のちがいを言わしていただく時間をもうけさせていただきました。従いまして、執行部の方からその見解のちがいを説明いただいて再開願います。
議長	それは川原議員にちょっとお聞きします。答弁でよろしいですか。
川原議員	はい。
	総務課長 栗田昭彦君
栗田総務課長	先ほどの高木議員さんのご質問の中で参考資料を添付しておりますが、その参考資料の入札結果表の内容につきまして審議番号が54、55、53というふうに順番が一部逆になっているというご質問にお答えさせていただきます。これにつきましては、この審議の内容でございますがこれはまんのう町で組織しております指名審査委員会というのがございます。ある一定の条件以上の工事及びこういう財産の購入につきましては指名審査委員会の審議をするというふうになっております。この番号というのは平成19年度における審議した番号でございます。一部紛らわしいことで誤解を与えやすかったことをお詫び申し上げます。今後につきましては、この審議番号とそれから議案番号の関連性を十分考えながら作成してまいりたいと思いますのでよろしくお願います。
議長	教育次長 加見重照君
加見教育次長	質問にございましたように2点目の入札辞退した業者が次の入札に参加していることにつきましては、入札要件にも記載されてございますように入札の業者ですけど、会社等の都合により辞退したものに対しては次の入札に対して不利益をこうむらないという要件がうたわれてございます。このことによりまして次の入札に対しても参加させたものでございます。また、もう1点の最低制限価格をもうけなかったことにつきましては、今回は物品購入のみの契約でございましてメンテナンス等が含まれてございませんので今回は最低制限価格をもうけなかったものでございます。以上で答弁を終わります。
議長	本屋敷崇君
本屋敷議員	今、総務課長、教育次長の方から説明がありましたけれども暫時休憩というかたちには処すべきようなかたちではないと思います。本来、議場で話すべきものですし、そこをですね、暫時休憩して議長室に入って話をするものではなく議場で議事する場ですから当然、議事する場であるこの公の場でそういうことは討議していくべきであると思いますので議長、議運の委員長共に今後そこらへんを考えてやっていただきたいと思います。
議長	高木堅君

高木議員	今、本屋敷議員が発言したことは、これはあくまでも議会の議事進行にあたっては議長が当然進行しているわけで、議長の判断において休憩とらないかと思うて休憩を取ったものと我々はそう感じておりますので、今後もそういった議会運営を当然議長は権威をもってやるべきだと、私はそういうふうに思っております。以上。
議長	他に質疑はありませんか。 大西豊君
大西豊議員	先ほどから何人かの議員が質問されたんで私1点だけ、入札業者が四国圏内においての実績を報告いただきたいと思います。
議長	教育次長 加見重照君
加見教育次長	失礼します。入札業者の四国圏内ということでございますが、今現在私どもで調べておりますものは県内でとりあえず調べさせていただきました。香川県では丸亀市、綾川町等が入っております。また全国的にはだいたい1, 200個以上がこの業者の支援ソフト等を導入していると聞いております。一応これにつきましては各メーカーの納入実績等もいただいて調べさせていただいております。以上で答弁を終わります。
議長	白川美智子君
白川美議員	今日の議会、臨時議会まで開いてどうしてなのかということがちょっとわからないのと、財政的にどうなのか、そしてまたこれは補助金の問題か。また学校側の要求か。ということがちょっとわからないので教えていただきたいと思います。そして今の時代はインターネット本当に大いに必要なんですが、インターネットは教育に悪いような事件も多々巻き込まれております、心配があります。そういうような落とし穴も沢山あると思いますけれども、これらについては教育としてどのように考えているのでしょうかお尋ねいたします。
議長	教育次長 加見重照君
加見教育次長	白川議員さんの質問にお答えいたします。この事業につきましては町内の5小学校がちょうどパソコンの耐用年数も過ぎまして買換えの時期でもございました。それによりまして18年度から種々検討してまいりました。その結果、今回合併交付金事業ということで補助金がつきましたことから一応今回の導入を決定したものでございます。また、インターネット等で悪いサイトへのアクセスというご心配でございますが、これにつきましては、先ほどパソコンの仕様等にもございますようにそれにつきましては教師の方のどないいうんですか。教師用のパソコンで各生徒が今どこのサイトへ侵入しているかというのが一目瞭然でわかるようになってございます。また、そういうことがございましたらすぐロックがかかるように対応してございますので、多分そういうことはおこらないと確信してございますので安心ができると思います。以上で答弁を終わります。

<p>日程第 4</p>	<p>議長 谷森議員</p> <p>議長</p>	<p>谷森哲雄君</p> <p>議会運営について一言だけお願いしておきたいんですが、開かれた議会とか民主的な議会運営ということでやな、さっきの本屋敷議員が議長にお尋ねしたと思うんですが、その答えはあとから高木議員の発言でそれが答えになったかと思ったりするんですが、やはり議員が発言したことに対して議長はきちんと、議長が本屋敷議員に発言の許可を与えて質問したことに対して議長は当然答えるべきであったかと思うんですが、こういうことは議長、今後きちんとした運営をしていただきたいと思います。</p> <p>はい。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論にはいります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号 財産購入契約の締結について（平成 19 年度まんのう町内小学校教育支援ソフト導入事業）の件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 4 議案第 2 号 財産購入契約の締結について（平成 19 年度満濃中学校教育用パソコン導入事業）の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p>
--------------	------------------------------	---

	栗田町長	<p>それでは、議案第2号 財産購入契約の締結について（平成19年度満濃中学校教育用パソコン導入事業）を説明をさせていただきます。</p> <p>財産購入契約については、地方自治法第96条第1項第8号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>1. 契約の目的 平成19年度満濃中学校教育用パソコン導入事業</p> <p>2. 契約の方法 条件付き一般競争入札</p> <p>3. 契約金額 13,545,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 645,000円</p> <p>4. 契約の相手方 香川県高松市昭和町1丁目1番26号 四国通建株式会社 高松支店 支店長 岡部 孝親</p> <p>よろしくご審議のほどお願い致します。</p>
	議長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
	小亀議員	<p>小亀重喜君</p> <p>小亀でございます。3点ほど質疑させていただきます。</p> <p>まず、1点目が先ほどと同様になるかと思いますが、学校間の不均衡ないかということで琴南中学校とのIT環境格差というのは今回の購入等でどんなふうを考えられているかということをお答えいただきたいと思います。</p> <p>2つ目がパソコンのスペックにつきましてこれハードディスクの仕様なんです、資料の方でいただきましたこの13ページの一番下のところに書いてありますが仕様書のところは内臓のハードディスクを使用しないネットワークブートシステムとあるんですが、クライアントPCの方には160ギガとか80ギガ相当のハードディスクが搭載されているスペックになっております。これはどうしてなのか、なぜなのかいうのをお聞かせいただけたらと思います。</p> <p>それから13ページにソフトウェア⑧で書かれているんですが、先ほどの小学校ではなくてそれこそ中学校の方が共同学習支援ソフトというようなものが必要なのではないかなと思います。この共同学習支援ソフトのようなものはこの中に含まれてないと</p>

小亀議員	<p>思うのですが、それについてどのような見解かをお聞かせ下さい。それからスクールアグリメントというのが82ライセンスということで含まれておりますが、これももちろんマイクロソフト社の更新に係わる部分だと思うんですがこれがあるって下に一太郎があるんですよ、これどちらかでもいいんじゃないかなあとと思います。このあたりの検討をされているのかどうかお聞かせいただけたらと思います。以上3点です。</p>
議長	<p>教育次長 加見重照君</p>
加見教育次長	<p>小亀議員さんの質問にお答えしたいと思います。まず1点目の学校間の不均衡ということでございますが、今回整備をしない琴南中学校につきましては、今現在導入してますパソコン等のリースがまだ残期間で21年まで残ってございます。一応そのリースが終わりました時点で新たにリース換えをして今回と同じような満濃中学校へ導入する予定のものを導入する予定としてございます。次の2番目のパソコンのスペックについてでございますが、私もあんまり詳しくないので聞いた範囲でしかお答えできないと思いますのでご了承願えたらと思います。これにつきましては、やはりまず1番に一番生徒が使用するであろうということで学校の先生、情報担当の先生と町の担当者また企画の情報担当者と協議しまして、学校については琴南中学校の先生も入ってございますが一応この機会を導入するのは今回はこの機種というんですかソフトまででよかろうということで、今現在あるソフトについては利用できるものは先生の方がまたインストールして利用するというので、今回はこのスペックでとめている状況でございます。それと3点目の資料13ページのスクールアグリメントですか、これにつきましては既存パソコン用含むということで今回新たに導入しますパソコンはもちろん今あるパソコンも活用できるものは活用するというので、職員室の方へ全部もっており一応職員室の方で活用させていただくという予定にしております。そのためにこの13ページの右の欄にも書いてございますように職員室からPC教室のリモート管理ができるということも入れてございますので同様のスペックのまま持っておきたいという考えで今回このような措置をさせていただいております。以上で簡単ですが答弁を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>谷森哲雄君</p>
谷森議員	<p>第1号議案と第2号議案ですが、これあのどちらも県の支出金ですか、第1号の方が県が確か16,500,000円それから今審議している分が県の支出金が28,348,000円いやちがうんか、ちがいます。それは予算書を見たらわかるんですが17,500,000円かなんか県の支出金があるということで購入に至ったかと思うんですが、これはいわゆる通常であれば今まではリースが多かったんですがこれは県が補助金出すからパソコンを買えとこういうことになったのかと思うんですが、この点お尋ねいたします。それからもう一つ今教育課長のお答えの中で仲南の小学校と琴南の中学校についてはまだリース期間が残っていると、だから今回は購入はしないと、まあこういうことですが例えば21年にリースが切れると、こういうような21年にリース</p>

<p>谷森議員 議長</p>	<p>が切れるというようなお答えでしたが、その時にまた県の支出金が受けられるわけですか。お尋ねいたします。 教育次長 加見重照君</p>
<p>加見教育 次長</p>	<p>谷森議員さんの質問にお答えします。この事業につきましてはいずれも県の合併交付金事業でございます。交付金事業でございます関係上、買取でなかったら補助金はおりないということでリースに対しては補助金につきません。それとまだ今現在、仲南小学校、琴南中学校についてはパソコン等のリースの残期間がございます。今現在の計画ではその2校につきましてはリースが終了すれば新たに同等の能力をもったものをリースで契約したいと考えてございます。その時には多分、合併交付金事業というのは適用がない。あればいいのですがなければ一応リースということで考えてございます。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑はありませんか。 藤田昌大君</p>
<p>藤田議員</p>	<p>10番の藤田ですが、予定価格の決定についてですね、ちょっと質問したいなあと思っています。3議案とも関連するわけでありまして、特に2号議案についてはですね、予定価格と落札価格のですね、開きがあまりにも大きいなあという気がしますので予定価格の決定方法の中にですね、やはりソフト事業と人件費の関係で多分決定しているだろうと思います。そういった中で企業の中身の問題でありますけれども非常に問題になっております人件費の関係でですね、その企業の人件費の考え方がどういうことになっているんだろうかというのが一番私の立場ではですね、気になる部分であります。例えば残業代一切支払われておらんとかですね、そういう企業も今現実にはあるわけでありまして、例えば2号議案の1, 980万の部分の中ですね、1, 300万の部分がありまして開きがとても大きいなあという気がします。まあそういった中では企業努力もあるだろうと思いますけれども、実際その中で労働者の賃金が安すぎてその企業経営の部分になった場合にそのあとあとの5年間の補償が守られるんだろうかという心配を私はするわけでありまして。ですから企業の質の問題をどこまできちっとやってですね、この中の四国通建という会社がふさわしいのかどうかという部分が危惧されるわけです。予定価格の決定の方法の中に人件費とソフトの部分がどれだけ含まれているんだろうかという部分と、もう一つは条件付一般競争入札がありますので安いのがこれ当然おちるわけでありまして。ですからそういった部分の中にですね、ややすればあまりにもダンピングしとれへんのかという心配はありますのでその辺の5年間の部分とその会社経営の中のですね、部分の審査をどこまでやったのかなあという部分が非常に心配されますのでちょっとご答弁願いたいと思います。以上です。</p>
<p>議長 加見教育次長</p>	<p>教育次長 加見重照君 藤田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。予定価格の決定につきましては私共の方から共通仕様書によりまして3社か</p>

加見教育 次長	<p>ら最初見積を取りました。その見積を取ったというのは現在は定価がオープン価格になっているために教育委員会ではなかなか調査ができませんので、その3社見積を取った中で一番最低の価格から一応予定価格を決定して今回入札を行ったものでございます。なお、低価格であればその後のメンテナンス等について支障をきたさないかということでございますが、一応最初の一般公募した場合にその入札要件等、応募条件等にうたってございますように、その中でそういうのも当然勘案して応募というんですか、応札があったものと理解してございますのでその点については今後のメンテナンス等に心配ないと考えてございます。なお、今回落札してございます四国通建につきましては県内の導入状況見ますと高松市は全校、また東の方では東かかわ市等、西の方では坂出等が納入実績等がございますので信頼がおける業者と私どもは感じてございます。以上で答弁を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>本屋敷崇君</p>
本屋敷議員	<p>小亀議員さんの質問の答弁に対してちょっと気になったところで1点だけ。先ほど仲南小学校の方が終わったら同等のリースにするという答弁でしたけれども、12月議会の時にリースと買取とどちらが得かという話で今回買取の方が得だということで、今回買取をしようということになったと思うんですけども、それで今回仲南が入らないと仲南を次リースにするとほんでまあ同等のものにするという決定をするというんですね。本来だったら今回でリースを切ってそのリースの内容によるんですけども、5年間で払っとんのか、5年間とかを4年間にすると4年間分だけのリースでええのか、ではなくて5年間でやっとなやったらそれでそういうことか、あるんやろうと思うんですけどもそこだけ聞かせていただいて、これを今後リースにするのか買取にするのか今後の課題やとは思いますが今仲南のリースの、仲南と琴南中学校のリースの形態だけ教えていただいたら。</p>
議長	<p>教育次長 加見重照君</p>
加見教育 次長	<p>本屋敷議員さんのご質問にお答えします。今現在、琴南中学校、仲南小学校共リースが残ってございます。もしそれを今回返して新たに導入するとなれば返してもまだリース残期間のお金は全部当然支払が残ってきます。それを勘案しますと今回導入するのは買取でなければ補助金につかないよ、リースはだめですよという条件がございますので一応リースの分は残させていただいてそのまま継続していただいた方が条件的には、条件というんですか、お金の面ではその方が安価でないかと、それで新たに仲南小学校、琴南中学校がリースが切れました時点では今おっしゃるようにリースで行くのか、買取方法があれば買取の方法にもっていきたいと思いますが一応両方で考えてその時点で判断したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。</p>

栗田町長	<p>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 689,500円</p> <p>4. 契約の相手方 香川県高松市中野町29番2号 NEC ネットエスアイ株式会社 四国支店 支店長 竹口 博士</p>
議長	<p>よろしくご審議のほどお願い致します。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいりません。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
小亀議員	<p>小亀重喜君</p> <p>2番小亀です。これにつきましても質疑をさせていただきます。まず1点目が今回の購入行為によりまして本庁、支所管内の全体のパソコンの状況ですね、これを総括してどのような状態になっているか。パソコンの総台数であるとか機種は旧式タイプがどのくらいで新式タイプがどのくらいになっている。その当たりの概括的な状況を教えてくださいと思います。それから仕様書の中に書いておられます OS ダウングレード等、先ほど学校関係で書いておりました OS の切替というのは同じ意味なのかどうかというのが知りたいです。それと再度グレードを上げる時に費用は発生しないか。ビスタの方に上げていく時にお金は発生しないのかというのを確認したいと思います。それからフロッピーディスク、FD というのはフロッピーディスクドライブのことだと思うんですがこれ何に使うのかな、もはやフロッピーディスクというのはレガシーデバイスで殆んどパソコン、フロッピーは使わない状態だと思うんですがなぜフロッピーがいるのか、また19台も何に使うのだろうかというちょっと疑問がございます。それと先ほどの2議案につきましては保守、補償に関する記載がありましたが、これについては仕様書の中でうたわれていないかと思っております。同様に5年間の保守、メンテナンス等を考えられているのか。それが入っているのかどうかについてお答えいただけたらと思います。以上です。</p>
議長 齋部企画 政策課長	<p>企画政策課長 齋部正典君</p> <p>小亀議員さんのご質問にお答えをいたします。まんのう町内のパソコンの状況ということでございます。今回のこの GIS のクライアントパソコンによりまして、まんのう町内に庁舎内の利用するパソコンで5年以上の老朽化といいますか、耐用年数の過ぎたパソコンはすべてこれで一新されるということになります。次に OS の切替のお話でございますがこれは基本的には仕様書に書いてございますようにマイクロソフト、ビスタモデル、ビジネスモデルですね、これ自体は大変なハイスペックでございますので</p>

<p>齋部企画 政策課長</p>	<p>これほどまでのマルチメディアタイプというのは必要ではございませんので、それをダウングレードさしていただきまして XP ということで納入をお願いしております。なお、将来的に XP からビスタにするにしてもそれはさほど大きな費用はかかるものではないということをお聞きしております。現状では行政の事務をする上では今の XP で十分機能が果たせるということを考えております。FD につきましては各課プラス美合出張所で 18 課プラス出張所で 19 台、これはまだ古い FD を利用している課が実はございます。それとの関連がございまして課長が持っているパソコン等もですね、選挙対応用で FD 対応ということで FD の使用がございまして。そういうのに対応するために今 19 台を一緒に導入するものでございます。それとメンテナンスのお話でございましてが今回の分につきましてはあくまでも物品購入でパソコン及びサーバー、周辺機器を購入するものでございます。なお、基本的にはメンテナンス、ネットワークのメンテナンスは 20 年度に入りましてメンテナンス契約を考えておりますが、パソコン本体につきましては 20 年度からはメンテナンス契約は考えておりません。基本的にはスポット契約、スポット修理、壊れたらその都度直すというやり方に切替えて安価で取り扱って行きたいというふうに考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 すいません。明確なご回答ありがとうございました。その中でフロッピーディスク云々にこだわりたいんですが実はどうでしょうか。これ元々が統合型 GIS ということで本来であれば統合型 GIS にふさわしいクライアントとは何かということから考えないかんと思うんですが、これは名目であって多分パソコンを買うがための旗印なのかなと思ったりはするんですが、本来パソコンというのはいわゆるスタンドアローンから集中管理型に変わっていると思うんです。今回の 80 ギガというスペックを搭載しているんですが、本当はもう机の上のメモリー領域で仕事をしていっぺん、いっぺん、まあゆうてみたら中心にあるキャビネットにデータを返すというのが、今回これからのパソコンだと思うんです。本来 GIS 統合型というのはその象徴たるものであって、まん中にデータがあつてそれを見に行つて見に行つたらあとは返すということなんですが、これはまだまだスタンドアローン型の名残が残っていると思うんです。その最たるものがフロッピーディスクなんです。フロッピーディスクを今頃使っているということはやっぱりちょっと考えていただきたい。というのはこれまでに例えばデータをディスク化する暇はなんぼでもあったんじゃないかなあと思うんです。もっとデータを集中管理することに力を使っただけなら多分いわゆるレガシーデバイスになるようなものを使う、また新たに買う必要はなかったんじゃないかなあ。いつまでも古いデータの状態で散在している。いろんなパソコンに残っていると、それを一つのところにまとめて集中管理するという発想がないと多分いつまでも古い周辺機器を使っつかないかんということになろうかと思うんです。その当たりも十分考えてほしいし、そこまでの議論がなされたのか、ただただ古いデータがあるからフロッピー買わないかんというふうになったとすれば非常に危惧するところですので、その当たりについて</p>

小亀議員 議長	のご答弁をいただけたらと思います。以上です。
齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君
	小亀議員さんの再質問にお答えいたします。このフロッピーディスク、USB からのフロッピーディスクでございますが基本的には今回の整備の中で切替業務に使うというような考えでおります。先々においてはすべて FD からはすべて本体でいう形に切替えて行きます。なお、台数的に19台というように標記はしておりますが金額的には大変安価のものを入れてですね、サーバー4台とか、パソコンが90台とか、フロッピーが19台というふうになっておりますが、これは過渡期の入替用にといいことでしておりますのでよろしくお願い申し上げます。
議長	本屋敷崇君
本屋敷議員	小亀議員さんとよく似たところになるんですけども、GIS システムというのが地図情報に各種情報を重ね合わせて行くシステムになると思うんですけど、ということは多分パソコンの中ではメモリーが一番使っていくんだと思いますが一般的にまあビスタですと1ギガ、メモリーが1ギガ以上ないとビスタが動かないというようなことも言われていますけれども、まあそういったところでXPなら512でも大丈夫なんですけれども、GIS システムを活用していく上においてメモリーがそれなりにないといけないんでないかと個人的には思うんですけど、その当たりの仕様はちゃんと GIS システムを作っている会社等と協議されているのだと思うんですけどもその辺は大丈夫かどうかだけお聞きさせていただいてもよろしいですか。
議長	企画政策課長 齋部正典君
齋部企画 政策課長	本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。XP またビスタというまあパソコンの能力でございますが、今回の GIS を駆動さす、走らすためにこの設計の方と打ち合わせは十分やっております。そしてXP で十分起動するということの確認をとっております。ビスタというのは先ほども言いましたようにマルチメディア対応の能力的に4倍以上の能力が必要になります。要は無駄な費用をかけての購入になりますので今のXP で十分対応できると思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
議長	谷森哲雄君
谷森議員	当初予算19年度の3月の議会で統合型 GIS 整備事業費で約2億3千万、この GIS と本屋敷議員の質問でおおよそわかったような、わからんようなんですがクライアントパソコン導入事業のまんこの町統合型 GIS との関連性についてお尋ねいたします。
議長	企画政策課長 齋部正典君
齋部企画 政策課長	谷森議員さんのご質問にお答えいたします。この統合型 GIS の納入に際しましては19年度の合併の補助金をいただいて整備をして行くということになっております。当初2億1千万ぐらいあったと思いますが、その中でまずデータを含むものが約1億4

齋部企画 政策課長	<p>千5百万ほどございます。なお、残りを特例債等も充当するわけですが全体としては今のところで1億7千万ほどの事業になるのかと思っております。この合併の補助金をいただきまして GIS 整備これは地理情報システムと申しまして航空写真、それに町道台帳、農道台帳また下水道とか様々なデータを画面で一元化して管理をして行くという中で、それを今回のこの事業で運用しております。今日の議案をあげさしていただいております部分はその中のデータが、先般データは出ておりますので今回はハードですね、パソコン、サーバの整備を今回行わせていただきます。お手元にお配りさせていただいたとる資料にもありますようにサーバは4台、イントラネットの GIS あくまでも公共ネットワークを利用するの庁舎内の運用でございます。インターネット、GIS、あと例規関係、文書管理システムお配りの資料にも記載をさせていただいておりますように4台のサーバを利用するの GIS の駆動、稼働ですね、また整備を行っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。</p>
議長 谷森議員	<p>谷森哲雄君 ついでにいうたら申し訳ないんですが、あの当初予算の時に地図型の GIS ですかこの時に統合型の GIS ですがこの時にすでに旧町間では個別型を有しておったとこういう説明であったんですが、ついでで申し訳ないんですがその個別型の GIS ですか、これはもう反故になるとこういうことですか。ちょっとこの今の議案とは若干ちがうんですがついでにちょっとお答えいただいたらと思います。</p>
議長 齋部企画 政策課長	<p>企画政策課長 齋部正典君 谷森議員さんの再質問にお答えいたします。これはですね、各町、旧町ですね、様々なシステムを利用して町道台帳とか様々なデータを管理してございました。合併をいたしました関係で様々ないろんな会社がいろんなシステムを管理するという事は更新をかけて行くのにその都度すべて費用がかかってまいります。それであれば今回のこの合併の補助金等をいただきまして3つを1つにまとめたシステムを構築させていただいて、費用対効果を最大限利用するという事で今回のシステムの導入をいたしました。旧町にある分を反故するかというお話でございますが古いシステムは今回はもう使用しないことになっておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略い</p>

	議長	<p>たしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論にはいります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号 財産購入契約の締結について(まんのう町統合型 GIS クライアントパソコン導入事業)の件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>これにて平成20年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。</p>
	閉会	<p>閉 会 午前11時40分</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年2月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--

--	--	--